特集
自転車のルールとマナー

自動車に乗っているときには、「信号は？対向車は？歩行者は？」と、気をつけながら運転しますが、自転車に乗っているとき、交通ルールについて意識している人は少ないのではないでしょうか。日常生活で気軽に利用している自転車ですが、事故が多発しています。今回は、他人にけがをさせないためにも、自分の身を守るためにも「ルールとマナー」について知ろうと、茨木市道路交通課を取材しました。

茨木市の現状

■自転車保有台数

茨木市の１世帯当たりの自転車保有数は１．９８台で、全国の１．３５台、大阪府の１．６台を上回っており、北摂地域の中でも上位となっています。

参考データ：平成２４年度自転車保有実態に関する調査報告書　財団法人　自転車産業振興協会

■自転車関連事故件数

大阪府における **事故発生率表**

順位	市町村	事故件数
1 位	忠岡町	2.03
2 位	大阪市	1.82
3 位	東大阪市	1.74
4 位	泉大津市	1.73
5 位	松原市	1.61
6 位	岸和田市	1.54
7 位	八尾市	1.44
8 位	堺市	1.41
9 位	茨木市	1.36
10 位	藤井寺市	1.27
11 位	大東市	1.23
12 位	貝塚市	1.20
13 位	高槻市	1.10

参考データ：大阪の交通白書（H27）

茨木市における自転車関連事故件数は平成２６年度より25%減少し、人口千人当たりの件数は1．36件となり、大阪府下で9番目です。前年のワースト5からは改善しましたが、近隣市と比較すると高い状況です。

■事故件数グラフ

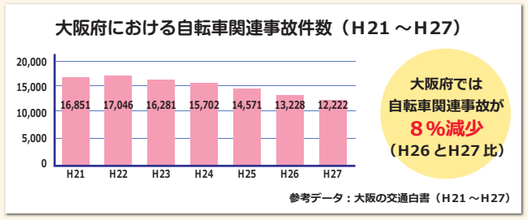

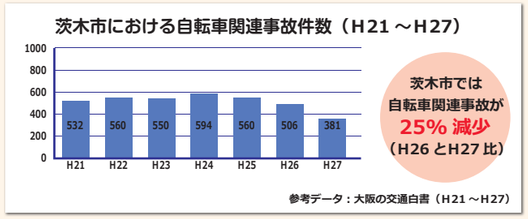

茨木市では、平成２１年度から平成２６年度まで、横ばい状態が続いていましたが、平成２７年度は減少しました。

■事故の現状

類型的には、出合頭による事故が最も多く、発生場所としては、交差点及びその周辺での事故が多くなっています。その要因として、一時不停止、信号無視、車道の右側を通行する逆走など、自転車側の法令違反があげられます。

道路交通法の改正

平成２７年６月１日から道路交通法の一部改正により、「自転車運転者講習制度」が施行されました。危険な違法行為をして３年以内に２回以上摘発されると、自転車運転者安全講習を受講しなければなりません。受講命令に従わなかった場合は、５万円以下の罰金となります。

「自転車運転者講習」受講義務の対象となる 危険行為

1　信号無視
2　通行禁止道路（場所）の通行
3　歩行者用道路での歩行者妨害
4　歩道通行や車道の右側通行など
5　路側帯での歩行者の通行妨害
6　遮断踏切への立ち入り
7　左方車優先妨害・優先道路車妨害など
8　右折時、直進車や左折車への通行妨害
9　環状交差点安全進行義務違反
10　一時不停止
11　歩道での歩行者妨害など
12　制動装置不備の自転車運転
13　酒酔い運転
14　安全運転義務違反

■自転車安全利用５則

1　自転車は、車道が原則、歩道は例外
2　車道は左側を通行
3　歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
4　安全ルールを守る
　飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
　夜間はライトを点灯
　交差点での信号厳守
　一時停止・安全確認
5　こどもはヘルメットを着用

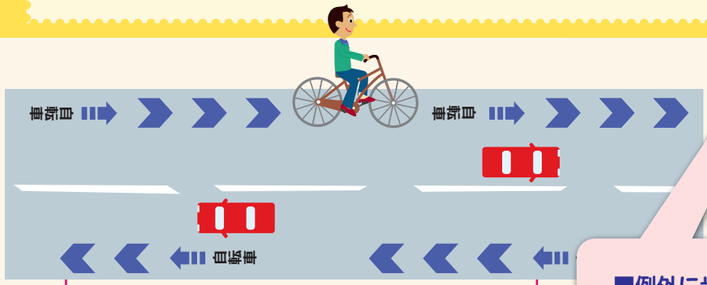

■自転車レーン（法定外表示）

茨木市でも、自転車が走る場所を分かりやすく示した自転車レーン（法定外表示）が設けられた車道が増えています。このレーンは自転車専用、自転車優先ではなく、自転車の走行位置を示し、自動車関連事故を減らそうというものです。自転車レーンでは、自動車と同じ進行方向に走らなければなりません。

■例外に歩道を通行できる場合

- 自転車歩道通行可の標識がある場合
- 自転車を運転している人が１３歳未満の子ども又は７０歳以上の高齢者
- からだの不自由な人
- 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行できない場合

■自転車保険に加入しましょう

大阪府自転車条例により、自転車保険の加入義務化が平成28年7月1日に施行されました。これは、自転車利用者が損害賠償責任を負った場合の経済的負担の軽減と、被害者の保護を図るためのものです。すでに自転車保険に加入していることもあるので、確認し、未加入の場合はすぐに加入しましょう。

問い合わせ　大阪府自転車条例総合窓口
TEL 06-6944-6736

自転車は手軽な移動手段で、クリーンでエネルギー効率が高く、手軽に健康維持も図れます。しかし、法律上は自動車と同じ「車両」です。事故による加害者・被害者にならないために「自転車安全利用5則」を守って通行するようにしましょう。他者への思いやりや時間的余裕を持つことも大切です。

茨木市では自転車のルール・マナーの周知徹底のための交通安全教育が、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校などで定期的に行われています。社会人や高齢者向けにも、さまざまな機会を通じて交通安全講座が行われています。また、自転車の整備やルール周知、マナー向上などを内容とした「出前講座」も実施しています。

問い合わせ　道路交通課　TEL 072-620-1651

http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kensetsu/dorokotsu/
茨木市　自転車ルール　検索